

令和3年度 太子町会計年度任用職員 公務員経験者登録 募集要項

太子町では、会計年度任用職員として勤務いただける、公務員経験者(国、都道府県、市区町村等の勤務経験者)を随時募集します。

登録いただいた後、経験・知識が生かすことができると考えられる職がある場合に、選考のご案内をします。選考に合格した場合に採用となります。

1 必要資格等

| | |
|------|---|
| 資格要件 | 自治体(国、都道府県、市区町村等)において、 <u>常勤職員として20年以上の勤務経験を有する者</u> |
| | 以下の①～③のいずれかに該当する者 ①総務、税務、住民登録・戸籍、年金、国民健康保険、介護保険、高齢福祉、障害福祉、児童福祉、生活保護の行政分野のいずれかに3年以上の従事経験がある。 ②自治体での保健師、栄養士、社会福祉士、介護支援専門員、保育士、幼稚園教諭等のいずれかの職に3年以上の従事経験がある。(その他の資格の場合、事前にお問い合わせください) ③自治体での建築職、土木職等に3年以上の従事経験がある。 |
| | 基本的なパソコン操作ができる者 |
| | 地方公務員法第16条(欠格事項)各号のいずれかに該当する人は、受験できません。 (1) 禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 太子町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |
| | * 住所は町内外問いません。 * <u>資格要件のすべてを満たす必要があります。</u> * 応募者全員を名簿登載しますが、登載されても必ず採用されるということではありませんのでご注意ください。 |

2 名簿登載から採用まで

| | |
|-------|--|
| 今後の流れ | ①名簿登載者の経験等を確認し、経験・知識が生かすことができると考えられる職がある場合、太子町役場より選考の案内がある |
| | ↓ |
| | ②配属を予定する課による個別面接 |
| | ↓ |
| | ③合格した場合は採用、不合格の場合も名簿登載は継続 |

3 給料・勤務時間等(町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の定めによる)

| | |
|------|--|
| 報酬 | 【月給の場合】月額 122,240 円～157,520 円 【時給の場合】時給 897 円～1,209 円 ※ いずれの場合も職種、前歴等により決定します ※ 次年度に再度任用された場合は昇給があります (金額は令和3年4月時点) |
| 期末手当 | 町条例等の定めによる (採用日により変動あり) 【参考】令和3年4月1日採用の場合 令和3年6月に0.3825月分、12月に報酬月額1.275月分 |

| | |
|------|---|
| 勤務時間 | <p>【月給の場合】週 31 時間勤務 (例 1)一般事務員 月曜日から金曜日の役場開庁日で 8 時 30 分～17 時 15 分のうち 1 日 6 時間程度・週 5 日勤務または 1 日 7 時間 45 分・週 4 日勤務(いずれも休憩 60 分) (例 2)町立保育所保育士 月曜日から土曜日の保育所開所日で 7 時～19 時までの間で、実働 7 時間 45 分(休憩 60 分)週 4 日とし、時間帯は前月 20 日までに勤務表で指定し通知。 ※ 時間外勤務については、勤務時間の振替にて対応。</p> <p>【時給の場合】週 29 時間以下勤務 (例 3)一般事務補助員 8 時 30 分～17 時 15 分までのうち週 29 時間以下勤務で前月 25 日までに別途指定 (例 4)町立幼稚園保育補助員 8 時 30 分～18 時までのうち週 18 時間勤務になるよう別途指定</p> |
| 休 暇 | 年次有給休暇(週 31 時間勤務の場合年間 62 時間、週 18 時間勤務の場合年間 30 時間 等勤務時間、勤務日数による) 特別休暇(夏季休暇、忌引休暇 等)、年末年始 |
| 福利厚生 | 健康保険・厚生年金・雇用保険の加入は週の勤務時間等による 全ての職で非常勤職員公務災害補償保険または労災に加入 |
| 通勤手当 | 自宅から勤務場所までの距離が 2km 以上の場合、町規定に基づき交通費を支給。 なお、自動車通勤は、駐車場の規模を考慮し 3km 以上の場合のみ可としています。 |

4 服務関係

| | |
|------|--|
| 適用規定 | <p>※ 地方公務員法(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等)が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となることがあります。</p> <p>※ 営利企業への従事等(副業)の制限は適用除外となりますが、職務専念義務との兼ね合いから、本業務への影響がない程度での従事を原則とし、従事が必要な場合は届出を行ってください。</p> <p>※ 任用開始後 1 か月間は、その職への適正を判断する期間である条件付採用期間(有給)とし、著しく公務の能率が低下する場合は、任用を打ち切る場合があります。</p> <p>※ 任用は原則 1 年度ごととします。</p> |
|------|--|

5 申込方法・受付期間

| | |
|-------|--|
| 申 込 先 | 太子町役場 総務部総務課職員係(Tel 079-277-1010 直通) 〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鶴 280-1 |
| 申込方法 | 所定の申込書に必要事項を記入し、申込先へ提出してください。 |
| 受付期間 | 随時 ※郵送可 窓口持参の場合は役場開庁日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 |